

国立研究開発法人審議会について

令和3年4月27日

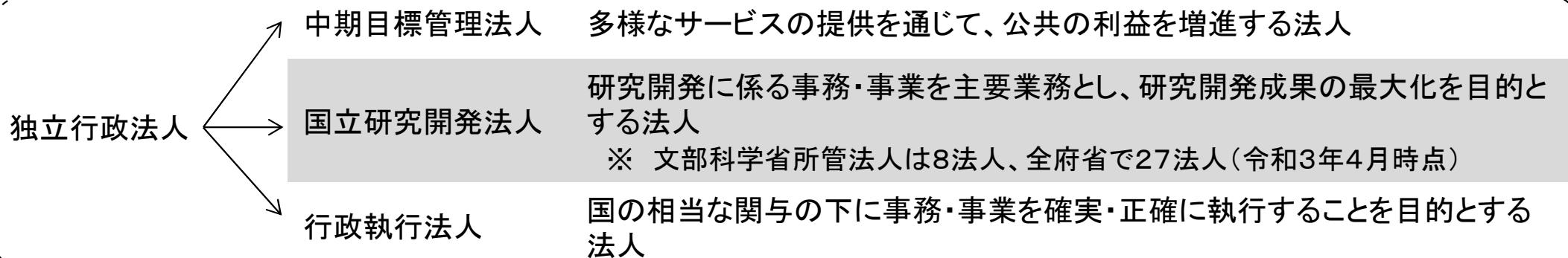
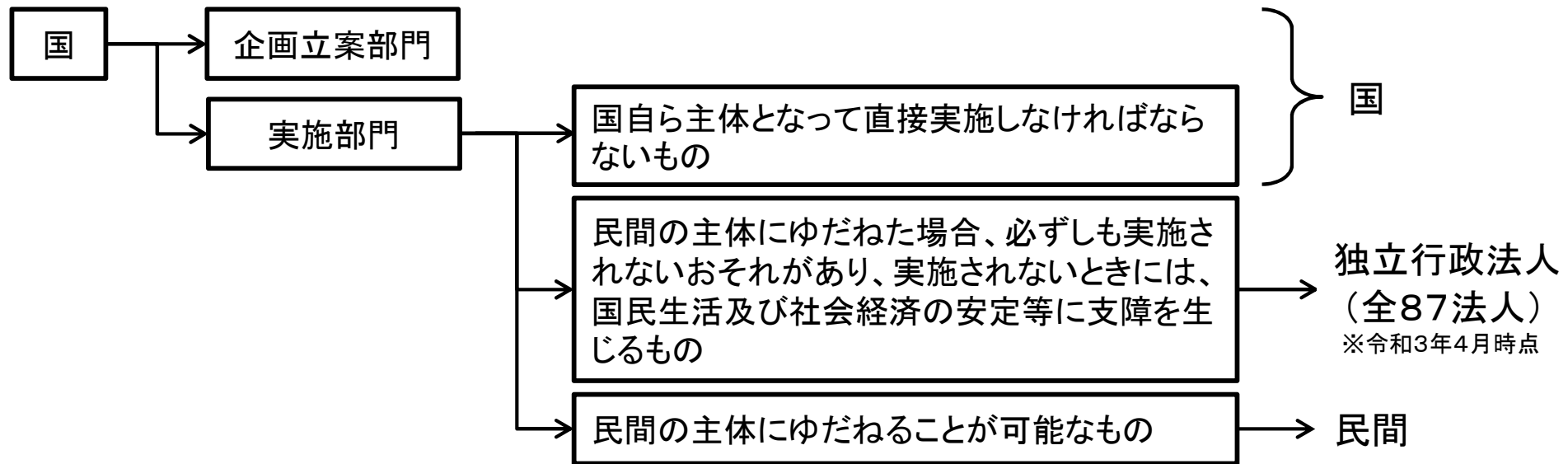
文部科学省

科学技術・学術政策局企画評価課

評価・研究開発法人支援室

国立研究開発法人制度について

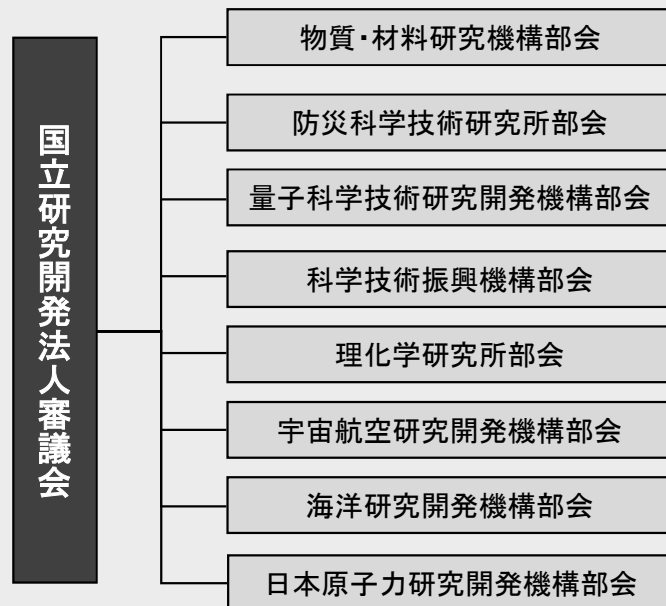
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



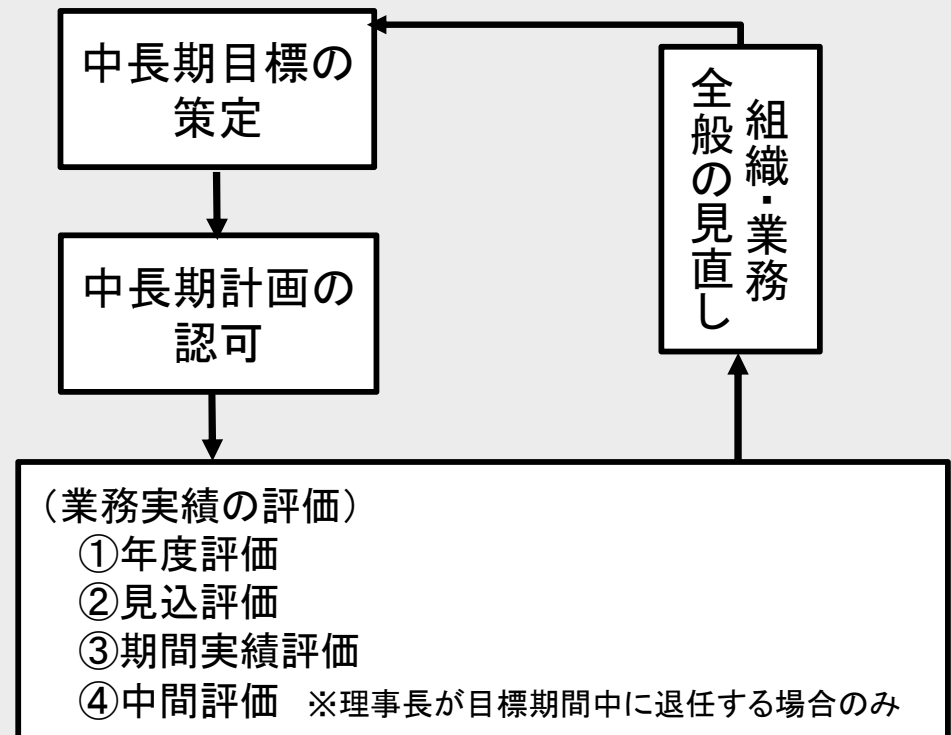
国立研究開発法人審議会について

- 改正独法通則法（平成27年4月施行）に基づき、文部科学省に国立研究開発法人審議会を設置。
- 国立研究開発法人審議会の下に、文部科学省が所管する8つの国立研究開発法人に関する事項を審議する部会をそれぞれ設置。
- 国立研究開発法人審議会は、国立研究開発法人に関して、（1）中長期目標の策定等、（2）業務実績の評価、（3）組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。
- 外国人委員も含め、国際水準も踏まえた審議体制を構築。

国立研究開発法人審議会の構成



目標・評価のサイクル



第4期の主な審議事項

○NIMS

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○NIED

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○QST

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○JST

令和3年度: 令和2年度実績評価

第4期(平成29年度～令和3年度)見込評価
次期目標策定

令和4年度: 令和3年度実績評価
第4期期間実績評価

○理研

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
中間評価【松本理事長在任期間
(平成30年度～令和3年度)分】

○JAXA

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価

○JAMSTEC

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価
中間評価【松永理事長在任期間
(令和元年度～令和3年度)分】

○JAEA

令和3年度: 令和2年度実績評価

第3期(平成27年度～令和3年度)見込評価
次期目標策定

令和4年度: 令和3年度実績評価
第3期期間実績評価

文部科学省所管国立研究開発法人の中長期目標期間表

新目標策定後、総務省評価指針(改訂版)を適用

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国立研究開発法人															
物質・材料研究機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
防災科学技術研究所			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
量子科学技術研究開発機構 ※原子力規制委員会と共管			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
科学技術振興機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
理化学研究所	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
宇宙航空研究開発機構 ※内閣府、総務省、経済産業省と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
海洋研究開発機構	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
日本原子力研究開発機構 ※経済産業省、原子力規制委員会と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価

見込評価、中目・中計見直し

期間実績評価

中間評価

令和3年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	審議会	2部会 (令和3年度で中長期目標期間終了の法人:JST、JAEA)	6部会 (左記以外の法人:NIMS、NIED、QST、理研、JAXA、JAMSTEC)
令和3年 4月		審議会① 第4期立上げ		
6月末	法人からの自己評価書の提出締切			
7月			部会①～② 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価及び見込評価	部会①～② 業務の実績評価 ※年度評価のみ
8月		審議会② 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価及び見込評価		(注) 部会開催回数は例。
8月末	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 業務運営の改善等の決定 			必要に応じて、中長期目標の変更へ対応。審議会・部会等のスケジュールは変更希望時期により変動
11～12月		審議会③ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	部会③～④ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	
令和4年 1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案決定 総務省委員会へ諮問・財務協議 その他省庁への諮問・協議(必要に応じて)			
2月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 			
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画改定案の認可 			

(注) 業務運営の改善：独法通則法第35条の6第2項により、中長期目標期間中に法人の長の任期が終了した際は、当該目標期間の開始時から法人の長の任期が終了した事業年度まで(中間期間)の業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うこととされている。また、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成31年3月12日改訂)では、当該評価は、中長期目標の変更を含めた業務運営の改善等に活用するものとする事とされている。

令和4年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	審議会	7部会 (令和3年度で中長期目標期間終了の法人: JST、JAEA) (令和4年度で中長期目標期間終了の法人NIMS、NIED、QST) (令和3年度で法人の長の任期終了の法人: 理研、JAMSTEC)	1部会 (左記以外の法人: JAXA)
令和4年 4月				
6月末	法人からの自己評価書の提出締切			
7月		※JST・JAEA: 年度評価及び期間実績評価 NIMS・NIED・QST: 年度評価及び見込評価 理研・JAMSTEC: 年度評価及び中間評価	部会①～② 業務の実績評価 業務運営の改善等	部会①～② 業務の実績評価 ※年度評価のみ
8月		審議会① 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価、見込評価、期間 実績評価及び中間評価	(注) 部会開催回数は例。	
8月末	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 業務運営の改善等の決定 			
11～12月		審議会② 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	部会③～④ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	必要に応じて、中長期目標の変更へ対応。審議会・部会等のスケジュールは変更希望時期により変動
令和5年 1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案決定 			
	総務省委員会へ諮問・財務協議 その他省庁への諮問・協議(必要に応じて)			
2月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 			
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画改定案の認可 			

審議の進め方のイメージ（業務の実績評価）

※業務の実績評価：年度評価、見込評価、期間実績評価及び中間評価

1. 事前送付

- 各部会委員に、法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

2. 部会

- (1) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 法人の自己評価書等をベースにした文部科学省による評価案を審議
 - (3) 評価案について部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題もあれば検討

3. 審議会

- (1) 各部会から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

4. 文部科学大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務の実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

審議の進め方のイメージ (事務・業務の見直し／中長期目標／中長期計画)

※令和3年度は、JST及びJAEAが対応

※令和4年度は、NIMS、NIED及びQSTが対応

1. 法人・文部科学省による原案の作成

- 以下の原案について、法人・文科省が十分意思疎通を図って作成
 - ・ 事務・業務の見直し(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期目標(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期計画(案) : 法人が作成(文科省が認可)

2. 部会

- 上記の案について、各部会において、法人・文科省からヒアリングを行い、意見をとりまとめ

3. 審議会

- 各部会から、上記の意見について説明
- 審議会として、案に対する意見を決定

4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の事務事業の見直し等を決定(中長期計画は認可)

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

※ 目標を途中で変更する場合も、審議の進め方は基本的にこれと同様。

(参考)独立行政法人評価制度委員会における見直し対象法人に係る審議について
(総務省提供資料より作成)

■ ～ 8 月：主務省・法人役員等との意見交換

- ※ 昨年に引き続き、各法人の使命等について早い段階から主務省との間で共通認識を作り、それを基に目標案の議論が進められるよう工夫
- ※ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人を取り巻く関係者（ステークホルダー）との意見交換を実施

■ 9 月～ 1 1 月：見込評価及び業務・組織見直しに係る審議

- ※ 各法人の見込評価及び業務・組織見直しに対して必要に応じて意見を述べるとともに、その結果及び各法人の使命等に係る認識に基づき、次期目標の策定に当たっての留意事項を取りまとめ

■ 1 2 月～ 2 月：次期中(長)期目標案の審議

- ※ 各法人の次期中(長)期目標案に対して必要に応じて意見を述べる

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定))

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階（Bが標準）。
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の**目的・業務、中長期目標等に照らし**、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、

S	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p>(S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)</p>
B (標準)	<p>「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p>
C	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。</p>
D	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価の例(物質・材料研究機構)

平成27年度における業務の実績に関する評価
 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価 (抜粋)

S

1. 1. 1. 1 1) 先端的共通技術領域
 物質・材料研究を進める上で共通的に必要となる計測技術等の分野において、世界初・世界最高水準の**特に顕著な成果**が数多く得られており、国内外の物質・材料研究における課題解決や科学技術イノベーションの創出に資する世界最高水準の先端的共通技術基盤を確立している。これまでに得られた成果や開発された機器の活用の在り方や新規技術展開の可能性の明確化、その発信・投稿によって、更なる成果の最大化に向けた取組を期待する。

【主な研究成果】

(1) 先端材料計測技術の開発と応用において、①当機構が発見した高温超伝導体を用いた固体NMRシステムにおいて世界最高磁場(1,030MHz)を達成するとともに、本分野の開発で最も高い世界シェアを有する企業と競合している国内企業と計測技術センターを設立、②約40年に渡って高性能が想定され、電子顕微鏡などの電子源として実現が期待されていたLaB6単結晶ナノワイヤの製法を確立したことにより、従来から飛躍的(100倍以上)の輝度を安定して実現

(2) 新物質設計シミュレーション手法の研究開発において、実材料・実デバイスの複雑な構造や現象を高精度で明らかにできる計算手法(オーダーN法第一原理計算手法)で、前年度までに達成した20万原子系の構造最適化・エネルギー固有値の計算における実用課題を解決

(3) 有機分子ネットワークによる材料創製技術において、工業用濾過フィルターへの応用につながることを期待される硬質カーボン製濾過フィルターを開発し、膜厚の最小化、高い耐圧性、水の透過流速の向上(脱塩性能の大幅な向上)を実現するとともに、量産化に目途をつけた。

A

1. 1. 1. 1 2) ナノスケール材料領域
 世界トップクラスの波長分解能を有する赤外線検知素子の開発、市販品の10倍以上の閉鎖・接着効果を有する生体接着剤の実現、高感度・並列型分子センサー(MSS)に関する全国的なアライアンスの形成など、本分野を先導する**顕著な成果**を出し、その応用への可能性も示している。また、世界トップ1%論文数や論文被引用数も高い値を示している。今後も、機構内他領域の装置の活用、若手育成、基盤技術から応用展開に向けたビジョンの明確化、重点分野へのリソース投入等を図りつつ、優れた成果が得られることを期待する。講演、海外著者を含む論文数等のデータの発信、NIMS発の論文を起点とした新たな分野の形成や他機関との連携等が期待される。

B
(標準)

1. 3. 2 研究者・技術者の養成と資質の向上
 定年制研究職員の長期海外派遣、大学への講師派遣、エンジニアの計画的採用・研修の実施、目標を上回る水準での若手研究者の受入れなど、研究者・技術者の養成と資質の向上に**着実に取り組んでいる**。
 今後の取組として、技術伝承の方策や技術者による活動についての整理が期待される。

評価指針の改定に伴う評定基準の見直しについて
(「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」
の改定について(ポイント)」(平成31年3月12日 総務省行政管理局)より抜粋)

II. 「独立行政法人の評価に関する指針」の変更の内容

(4) 評定基準（各評語（S、A、B、C、D）への当てはめの考え方）の見直し

目標策定指針の見直しにより、困難度（従来の「難易度」）が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評定基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定である「A」以上の評定となるようにした。

また、現行指針では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評定の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評定の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評定の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評定とするよう調整することとする。

見直し後の評価基準の適用時期について

(「改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について)(総務省目標策定・評価指針(平成31年3月12日)別紙)より抜粋)

2. 評価指針の適用時期

(1) 見直し後の評価基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

①中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020年度から新目標期間が始まる法人の2021年度実施の年度評価(2020年度実績に対する年度評価)から

<理由>

- ・改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で2020年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)
- ・同一の目標期間中に、異なる基準による評価が混在することによる支障・不都合を避けるため。